

第38回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2020年6月16日（火曜日）午後3時00分
（開場 午後2時30分）



場所

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ タワーホール

- ・株主総会の来場御礼品（お土産）はございません。
- ・株主総会会場では新型コロナウイルスの接触感染リスク低減のため座席間隔を拡げます。そのため会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により会場の変更など株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は当社ウェブサイトにてご案内いたします。



当社ウェブサイト
<https://www.infocom.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

書面郵送または
インターネットによる
議決権行使期限



2020年6月15日（月曜日）
午後5時30分まで

インフォコム株式会社

証券コード 4348

(証券コード4348)
2020年5月27日

株主のみなさまへ

東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
インフォコム株式会社
代表取締役社長 竹原 教博

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主のみなさまには、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従ってお手続きくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、本株主総会へのご来場を検討されている株主様におかれましては、流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、会場におきましては株主のみなさまの安全を第一に考えた対応を実施させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 日 時 2020年6月16日（火曜日）午後3時00分（開場 午後2時30分）

2 場 所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ タワーホール

3 目的事項 **報告事項** 第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以 上

- 次の事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知には記載していません。
 - 事業報告 … 新株予約権に関する事項、業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - 連結計算書類… 連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - 計算書類 … 株主資本等変動計算書、個別注記表
- 本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。
- 株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載します。
- 本株主総会招集ご通知の英訳は、当社ウェブサイトでご覧いただけます。
 - 当社ウェブサイト <https://www.infocom.co.jp/>
 - 同英訳（English） <https://www.infocom.co.jp/en/>

議決権行使についてのご案内

書面郵送またはインターネットで議決権を行使される場合

書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限 2020年6月15日(月曜日)午後5時30分到着分まで

インターネット

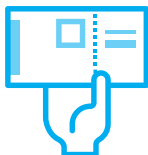


次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月15日(月曜日)午後5時30分まで

株主総会にご出席される場合

株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

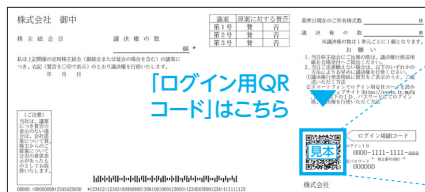
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場頂くことができませんので、ご注意ください。

株主総会開催日時 2020年6月16日(火曜日)午後3時00分

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

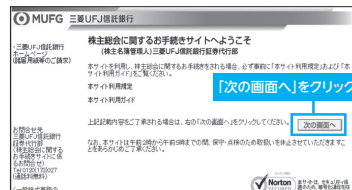
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
2回目以降のログインの際は下記のご案内に従ってログインしてください。

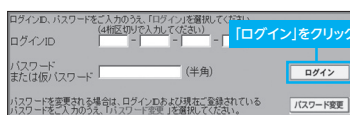
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

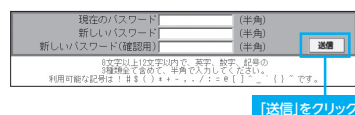
1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面のご案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2020年6月15日(月曜日))の午後5時30分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎ 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループは、株主価値を高める上で安定的な利益還元を重要な経営課題と考えています。資金需要のバランスを考慮の上、健全な財務体質を維持し中長期的な事業拡大に必要な投資を優先するとともに、安定的な配当に加え、業績向上に連動した増配に努め配当性向30%を目指す方針です。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおり1株につき21円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 **21円**

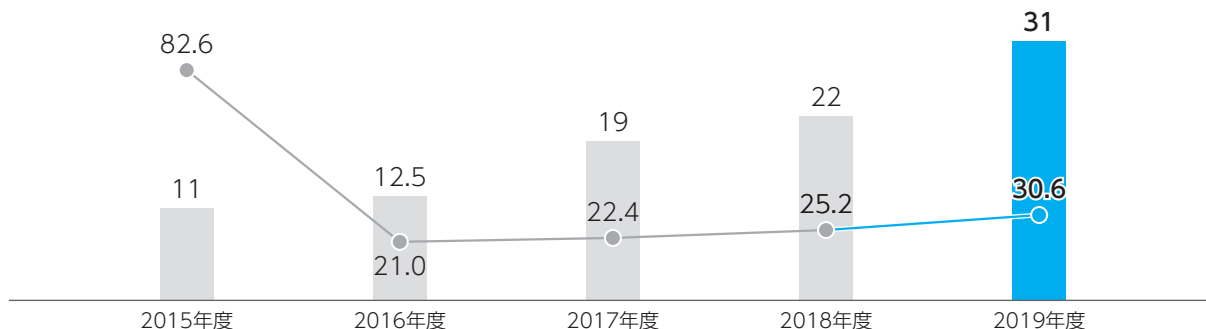
総額 **1,149,430,317円**

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月18日

(ご参考) 1株当たり年間配当金と配当性向の推移

(単位：円/%)



(注) 2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。株式分割前の1株当たり年間配当金は株式分割を考慮した数値としています。

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当	属性	取締役会 出席状況	取締役 在任年数
1	たけはらのりひろ 竹原教博	代表取締役社長 CEO	再任	17回中17回 (100%)	11年
2	さとみとしひろ 里見俊弘	専務取締役 CFO 兼 CTO	再任	17回中17回 (100%)	9年
3	くろだじゅん 黒田淳	常務執行役員 CSRO	新任	—	—
4	まかりたいぞう 間狩泰三	取締役	再任	17回中17回 (100%)	2年
5	つだかずひこ 津田和彦	社外取締役	再任	17回中17回 (100%)	6年
6	ふじたかずひこ 藤田一彦	社外取締役	再任	17回中17回 (100%)	4年
7	あいさちこ 粟井佐知子	—	新任	—	—

候補者
番号

1

たけ はら のり ひろ
竹 原 教 博

再任

生年月日

1957年9月24日生（満62歳）

所有する当社の株式数

37,000株

2019年度取締役会への出席状況

17回中17回（100%）

本定時株主総会開催日時点
における取締役在任期間

11年

代表取締役社長在任期間

8年

略歴、当社における地位及び担当

2003年10月 当社モバイル・インターネット本部副本部長
2007年4月 当社ネットビジネス事業本部長
2008年6月 当社執行役員
2009年6月 当社取締役
2011年4月 当社CHO 兼 CSRO
2012年4月 当社代表取締役社長（現任） CEO（現任）
帝人(株)帝人グループ執行役員(2018年3月退任)
兼 IT事業グループ長(2017年12月退任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

竹原教博氏は、当社の主力事業に成長した電子コミックの事業化と競争力の強化を推進した後、管理部門のチーフオフィサーを務めるなど、当社グループの経営/業務執行を指揮してきました。2012年4月に当社代表取締役社長CEOに就任し、強いリーダーシップで構造改革に取り組み成長の継続と収益力の改善など多くの成果を上げています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

さと み とし ひろ
里 見 俊 弘

再任

生年月日

1960年5月15日生（満60歳）

所有する当社の株式数

12,900株

2019年度取締役会への出席状況

17回中17回（100%）

本定時株主総会開催日時点
における取締役在任期間

9年

略歴、当社における地位及び担当

2004年4月 当社ナレッジマネジメント本部副本部長
2005年4月 当社CTO 兼 エンタープライズ本部副本部長
2006年4月 当社CTO 兼 エンタープライズ本部長
2008年6月 当社執行役員
2009年4月 当社CHO 兼 CSRO
2011年4月 当社新事業開発本部長
2011年6月 当社取締役
2012年4月 当社CFO（現任） 兼 CTO（現任）
2013年8月 (株)アマタス取締役（現任）
2016年4月 当社常務取締役
2019年4月 当社専務取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)アマタス取締役

取締役候補者とした理由

里見俊弘氏は、ITサービス部門の業務責任者や技術・新事業開発部門のトップを歴任し、IT領域に幅広く知見を持つとともに、管理部門のチーフオフィサーを務めるなど、当社グループの経営/業務執行を指揮してきました。現在、CFOとして当社の強靱な財務体質の構築に手腕を発揮しています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

3

くろ だ じゅん
黒 田 淳

新任

生年月日

1965年4月5日生 (満55歳)

所有する当社の株式数

27,700株

略歴、当社における地位及び担当

2011年4月 当社ネットビジネス事業本部副本部長
2012年4月 当社ネットビジネス事業本部長
2013年6月 当社執行役員
2013年10月 (株)アマタス代表取締役社長
2017年4月 当社常務執行役員 (現任)
2020年4月 当社CSRO (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

黒田淳氏は、ネットビジネス部門の責任者として電子コミック事業の業務執行を指揮し、業界トップクラスの規模に成長させるなど成果を上げました。2020年度から、CSROとして当社グループのコンプライアンス、リスクマネジメントの確立等を監督・指揮し、企業価値の向上に取り組んでいます。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

4

ま かり たい ぞう
間 狩 泰 三

再任

生年月日

1959年1月19日生 (満61歳)

所有する当社の株式数

0株

2019年度取締役会への出席状況

17回中17回 (100%)

本定時株主総会開催日時点
における取締役在任期間

2年

略歴、当社における地位及び担当

2011年6月 帝人エンジニアリング(株)代表取締役常務取締役
2012年4月 帝人(株)帝人グループ駐欧州総代表兼 Teijin Holdings Netherlands B.V. 社長
2013年4月 同社帝人グループ理事
2014年4月 同社エンジニアリング部門長 兼 CSR最高責任者補佐 (防災担当)
2017年4月 同社帝人グループ執行役員
エンジニアリング管掌 (現任) 兼 CSR管掌補佐 (防災担当) (現任)
2018年6月 当社取締役 (現任)
2020年4月 帝人(株)帝人グループ常務執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

帝人(株)帝人グループ常務執行役員 エンジニアリング管掌 兼 CSR管掌補佐 (防災担当)

取締役候補者とした理由

間狩泰三氏は、帝人グループにおいて長年にわたりエンジニアリング分野に携わり、国内、海外のグループ会社において取締役を務める等豊富な経験と知識を有し、これまで取締役として当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言頂いています。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

つ だ かず ひこ
津 田 和 彦

再任 社外取締役 独立役員

生年月日

1962年8月9日生（満57歳）

所有する当社の株式数

0株

2019年度取締役会への出席状況

17回中17回（100%）

本定時株主総会開催日時点
における社外取締役在任期間

6年

略歴、当社における地位及び担当

1994年3月 徳島大学工学研究科システム工学専攻修了 博士（工学）
 1998年4月 筑波大学社会工学系助教授
 2004年7月 (有)GSSM筑波 代表（現任） 取締役（現任）
 2005年3月 国立大学法人筑波大学大学院ビジネス科学研究科経営システム科学
 専攻（現ビジネスサイエンス系）教授（現任）
 2006年4月 国立大学法人筑波大学大学院企業科学専攻長
 2014年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

国立大学法人筑波大学ビジネスサイエンス系教授
 (有)GSSM筑波 代表 取締役

社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由等

津田和彦氏は、大学ベンチャー企業の経営に携わった経験や経営システム科学分野における自然言語理解及び情報検索等の専門家としての経験を有し、これまで当社の社外取締役として当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言頂いています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

ふじ た かず ひこ
藤 田 一 彦

再任 社外取締役 独立役員

生年月日

1954年2月5日生（満66歳）

所有する当社の株式数

1,500株

2019年度取締役会への出席状況

17回中17回（100%）

本定時株主総会開催日時点
における社外取締役在任期間

4年

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月 (株)東京銀行入行
 1989年7月 (株)東京銀行退行
 1989年8月 S.G. Warburg & Co入社
 1993年3月 Yaohan International Holdings Limited入社
 2005年5月 (株)タニタ 取締役
 2015年10月 事業経営、企業内部統制構築、海外戦略等の個人コンサルティング
 業（現任）
 2016年2月 (株)オートバックスセブン 海外事業推進部アドバイザー
 2016年6月 当社社外取締役（現任）
 2018年6月 (株)ESROH 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)ESROH 代表取締役

社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由等

藤田一彦氏は、海外事業に関わる幅広い経験に加え、健康関連企業の取締役として企業経営の知見と経験等を有し、これまで当社の社外取締役として当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言頂いています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

あわ い さ ち こ
栗 井 佐 知 子

新任

社外取締役

独立役員

生年月日

1957年5月21日生（満63歳）

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当

1984年7月 米国食肉輸出連合会 日本事務所 入所
 1991年1月 エスティ・ローダー(株)入社
 1997年3月 日本ロレアル(株) 入社
 2004年11月 ゲラン(株)(LVJグループ) 入社
 2012年5月 (株)fitfit 入社
 2013年5月 ラ・プレリージャパン(株) 代表取締役社長
 2019年1月 (株)ニューポート INCOCO事業部 General Manager（現任）
 (株)ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問（現任）
 2019年6月 (株)イー・ディー・ワークス社外取締役（監査等委員）（現任）
 2020年4月 (株)ADワークスグループ社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

(株)ADワークスグループ社外取締役（監査等委員）

(株)イー・ディー・ワークス社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由等

栗井佐知子氏は、海外事業や一般消費者向けの事業に関わる幅広い経験に加え、経営者として企業経営の知見と経験等を有しています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりです。
- ・ 間狩泰三氏は本総会開催日時点において帝人(株)帝人グループ常務執行役員です。同社は当社議決権の58.03%を保有する親会社であり、また、同社と当社の間には、商品の売買等の取引関係があります。同社及び同社グループ会社との間の取引の状況につきましては、事業報告「1 (6) 重要な親会社、子会社の状況」及び個別注記表「6. 関連当事者との取引に関する注記」をご参照ください。
 - ・ 間狩泰三氏を除く候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹原教博、間狩泰三の両氏の現在及び過去5年間の親会社（帝人(株)）、またはその子会社等での業務執行者としての地位及び担当は、略歴に記載のとおりです。
3. 津田和彦、藤田一彦の両氏は社外取締役候補者で、(株)東京証券取引所の定める独立役員の基準を満たしていると判断し、独立役員に指定し届け出ています。また、栗井佐知子氏についても社外取締役候補者で、原案どおり選任された場合、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
4. 津田和彦氏は国立大学法人筑波大学大学院の教授職にあり、同大学から、同大学の内規により本招集通知発送日時点において津田氏が当社の取締役に就任することの承諾を得ています。
5. 当社は、社内外を問わず取締役として広く適任者を得られるよう、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間において、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、間狩泰三、津田和彦、藤田一彦の各氏とは当該責任限定契約を締結しています。各氏が選任された場合、当該契約を継続する予定です。また、栗井佐知子氏が選任された場合、同氏と当社との間で当該契約を締結する予定です。契約内容の概要は、以下のとおりとする予定です。
- ・ 取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 再任となる各候補者の現在の地位、担当及び重要な兼職の状況、また、再任社外取締役候補者の前期における主な活動状況は、事業報告「3 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。
7. 各候補者が所有する当社の株式数は、2020年3月末日現在の状況を記載しています。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役 玉井隆、遠藤則明、小倉弘行の各氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者
番号

1

たま い たかし
玉 井 隆

再任

生年月日

1957年7月2日生（満62歳）

所有する当社の株式数

22,200株

2019年度取締役会への出席状況

17回中17回（100%）

2019年度監査役会への出席状況

14回中14回（100%）

本定時株主総会開催日時点
における監査役在任期間

5年

略歴、当社における地位

2014年4月 当社エンタープライズ事業本部副本部長

2015年4月 当社CEO付

2015年6月 当社常勤監査役（現任）
（株）アムタス監査役（現任）

重要な兼職の状況

（株）アムタス監査役

監査役候補者とした理由

玉井隆氏は、監査役として取締役の職務や業務執行機能を監査監督する役割を適切に果たしています。常勤監査役として、監査の環境整備及び社内情報の収集に積極的に努め、取締役会や重要会議に出席し、適法性監査・妥当性監査の観点から積極的に発言しています。また、長年にわたるITサービスの業務執行経験等から、IT領域に関する相当程度の知見を有しています。

これらのことから、引き続き監査役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

なか いし あき お
中 石 昭 夫

新任

生年月日

1962年10月15日生（満57歳）

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位

1987年4月 帝人(株)入社
 2010年4月 同社アラミド事業グループCTO
 2014年4月 東邦テナックス(株)取締役
 2016年4月 帝人(株)帝人グループ執行役員
 同社炭素繊維・複合事業本部長 兼 東邦テナックス(株)代表取締役社長
 2017年4月 同社複合成形材料事業本部長
 2020年4月 同社帝人グループ参与 複合成形材料事業本部長付（現任）

重要な兼職の状況

帝人(株)帝人グループ参与 複合成形材料事業本部長付

監査役候補者とした理由

中石昭夫氏は、製造業における製品開発や品質管理の業務経験を経て、経営者として企業経営を指揮し、内部統制に関わる知見と経験等を有しています。
 これらのことから、同氏の知見が一層の適正な監査に活かせるものと判断し、監査役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

もり かわ き よ
森 川 紀 代

(戸籍上の氏名：五十嵐 紀代)

新任

社外監査役

独立役員

生年月日

1970年2月15日生（満50歳）

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位

2001年10月 弁護士登録 岡村総合法律事務所勤務
 2010年10月 森川法律事務所代表（現任）
 2014年12月 (株)東陽テクニカ社外監査役（現任）
 2015年9月 テモナ(株)社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

(株)東陽テクニカ社外監査役
 テモナ(株)社外監査役

社外監査役候補者とした理由、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由等

森川紀代氏は、弁護士としての高い専門性と豊富な経験等に加え、他社の社外監査役の経験等を有しています。
 これらのことから、同氏の知見が一層の適正な監査に活かせるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりです。
- ・中石昭夫氏は本総会開催日時点において帝人(株)帝人グループ参与です。同社は当社議決権の58.03%を保有する親会社であり、また、同社と当社の間には、商品の売買等の取引関係があります。
同社及び同社グループ会社との間の取引の状況につきましては、事業報告「1 (6) 重要な親会社、子会社の状況」及び個別注記表「6. 関連当事者との取引に関する注記」をご参照ください。
 - ・中石昭夫氏を除く候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 森川紀代氏は社外監査役候補者で、原案どおり選任された場合、独立役員として指定し、(株)東京証券取引所に届け出る予定です。
3. 当社は、社内外を問わず監査役として広く適任者を得られるよう、当社と監査役との間において、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、玉井隆氏とは当該責任限定契約を締結しています。同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定です。また、中石昭夫、森川紀代の両氏が選任された場合、両氏と当社との間で当該契約を締結する予定です。契約内容の概要は、以下のとおりとする予定です。
- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 再任となる候補者の現在の地位及び重要な兼職の状況は、事業報告「3 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。
5. 各候補者が所有する当社の株式数は、2020年3月末日現在の状況を記載しています。

ご参考

取締役および監査役候補者の選任方針

当社は取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続を以下のとおり定めています。

取締役候補者は、グループの成長・発展に貢献できる能力、経験、人柄等を備えた人物を取締役会において決定します。

監査役候補者は、取締役の職務や業務執行機能を監査監督しグループの健全な経営に貢献できる能力、経験、人柄等を備えた人物を監査役会の同意を得て取締役会において決定します。

また、独立社外役員候補者は、東京証券取引所が定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係が無いことを条件に、高度な見識から経営監督者としての役割を期待できる人物を取締役会において決定します。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役の報酬額については、2002年6月27日開催の第20回定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、2012年6月14日開催の第30回定時株主総会において、上記の報酬額の枠内で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与するための報酬を支給することができるものをご承認頂いておりますが、今般、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の取締役に対する中期経営計画の達成に向けた動機付けを従来以上に高めること及びステークホルダーの皆様と株価変動のメリットとリスクを共有することを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本制度の導入に伴い既に付与済みのものを除き、対象取締役に対する上記の株式報酬型ストックオプション制度を廃止することとし、今後取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内といたします。本報酬は、原則として中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年額50百万円以内の支給に相当すると考えております。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が承認可決されますと、7名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年54,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みません。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に対して、原則として対象期間の初年度

に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年18,000株以内となると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」といいます。）から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日の属する年の定時株主総会の翌日から当社の中期経営計画終了の日の属する年の定時株主総会までの期間（以下「役務提供期間」）中、継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

- ①対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任することが確定した場合、当社は本株式の原則全部を無償で取得する。
- ②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記（2）の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1) (2) の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記と同内容の譲渡制限付株式を当社取締役会決議により発行する予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

ア. 当期の主要施策

当連結会計年度における日本経済は、企業及び消費活動が消費税増税の影響を受けました。更に、年度の後半では新型コロナウイルスの感染拡大により、今後の国内外の経済活動への影響が懸念されています。

IT関連市場では、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末によるクラウドサービスの利用が加速し、AIやIoTのビジネスへの適用拡大、「働き方改革」の実現に向けたRPAの本格活用により、IT需要全体が好調に推移すると見られています。

電子書籍市場は、スマートフォンによる電子書籍の利用が普及しユーザのすそ野が広がっており、成長基調が継続しています。

このような経営環境において、当社グループは中期経営計画（2017年4月～2020年3月）の基本方針である「成長の追求」と「成長を支える経営基盤の継続的強化」の下、電子コミックとヘルスケアを重点事業として、M&Aの積極的推進に加え、AIやIoTを活用したビジネス展開等に取り組みました。

(ご参考) 中期経営計画「United Innovation “共創”」概要

基本方針と主要施策

1. 成長の追求

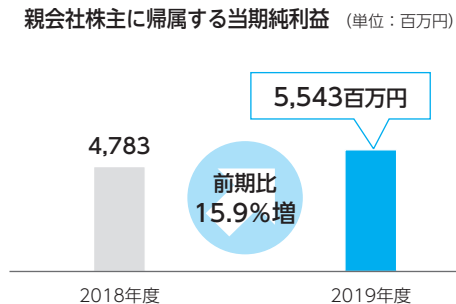
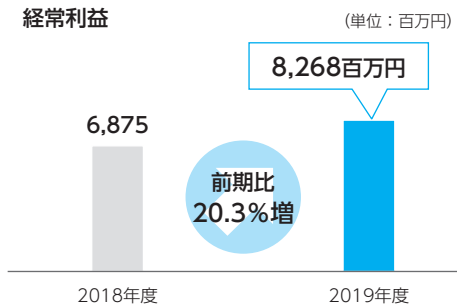
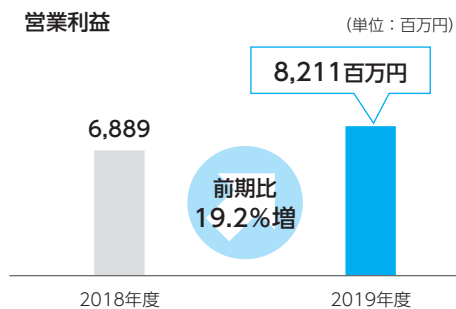
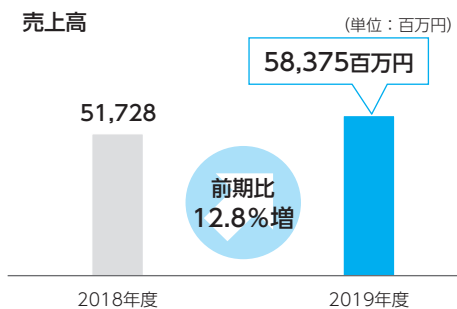
- 電子コミックとヘルスケアを重点事業として成長
- M&Aの積極的推進
- AIやIoTを活用したビジネス展開

2. 成長を支える経営基盤の継続的強化

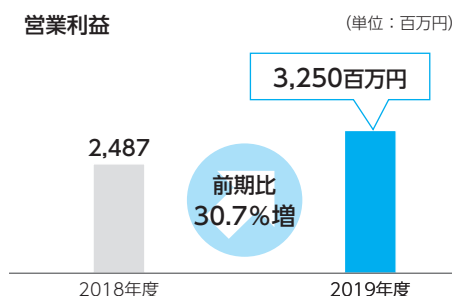
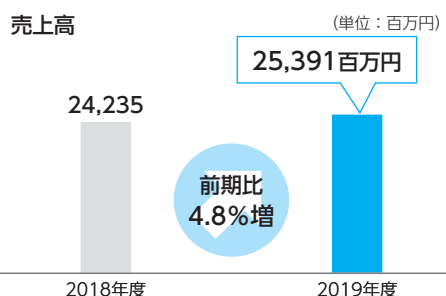
- 品質管理の継続強化とITを活用したサービス品質向上
- 業務プロセス改革による効率化と社会との協業推進の強化
- 事業推進・技術等の人材育成強化

イ. 前期との対比による当期の連結業績

2020年3月期の連結業績は、売上高58,375百万円（前期比12.8%増）、営業利益8,211百万円（同19.2%増）、経常利益8,268百万円（同20.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5,543百万円（同15.9%増）となりました。

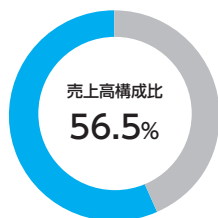


セグメント別の業績は、次のとおりです。



- 改元対応・消費税増税により病院向けが好調に推移し売上高は25,391百万円（前期比4.8%増）、営業利益は3,250百万円（同30.7%増）となりました。
- ヘルスケア事業は、働き方改革への対応に伴い病院における複雑な勤務状況の管理に有効な就業管理システムの販売が拡大しました。また、手術部門システムにおいて災害発生時の情報共有を実現するダッシュボード機能を展示会で発表しました。加えて、病院向け事業のアジア展開等を視野にヘルスケア領域に特化したベンチャーキャピタルと契約しました。更に、従業員の健康状態を一元管理し、健康リスクや生活習慣病等の分析・予測が可能なサービス「WELSA」の提供を開始しました。
- 地域包括ケア領域では、介護職向け転職支援サービス「ケアスタイル」のマッチング精度向上等を図るため人材紹介事業を展開する㈱スタッフプラスを連結子会社化しました。
- 企業向けでは、文書管理システム「MyQuick」において電子契約サービスとの連携やAIによる自動入力に対応し契約書管理業務の効率化を図りました。また、統合業務ソフトウェアパッケージ「GRANDIT」にクラウド基盤*を組み合わせたサービスの提供を開始しました。

*クラウド基盤：仮想化技術を用いたITインフラ提供サービス（Microsoft Azure, Amazon Web Services等）



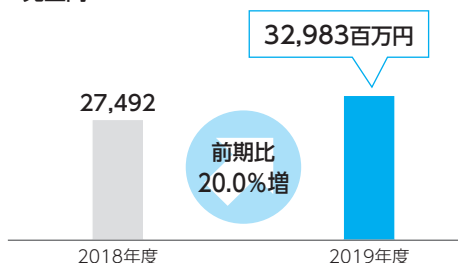
ネットビジネス・セグメント

主な事業内容

電子コミック配信サービス

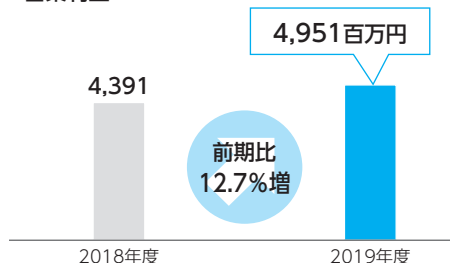
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



- 電子コミック配信サービスにおいてデータ分析による広告最適化に加え無料連載やオリジナルコミックの好調が寄与し、売上高は32,983百万円（前期比20.0%増）、営業利益は4,951百万円（同12.7%増）となりました。
- 同サービスの広告強化の施策として、テレビコマーシャル放映期間の拡大や東京ヤクルトスワローズの冠スポンサー試合「めちゃコミックDAY」の実施、FC東京とのクラブスポンサー契約の締結に加え、「めちゃコミック」の人気作品をリアル書店の売り場で紹介する「めちゃ本屋」を5月と11月に実施しました。
- また、ユーザ拡大の施策として、若年層をターゲットとした「めちゃコミック」のアプリ版の提供を開始した他、Web版の機能をリニューアルし「毎日無料連載」を開始しました。この結果、売上高は同サービス開始以来初となる300億円を突破しました。
- 海外展開では、韓国の電子コミック事業者である(株)ピーナトゥーンの連結子会社化に加え、(株)アムタスと(株)パピレスの共同出資による海外事業を目的とした会社を設立しました。

② 資金調達状況

特殊当座勘定貸越契約及び売掛債権流動化の基本契約を金融機関との間で締結しており、事業拡大のための柔軟かつ機動的な資金調達体制を整えています。また、グループ資金運用効率化を目的として国内連結子会社を対象としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入しています。

③ 設備投資状況

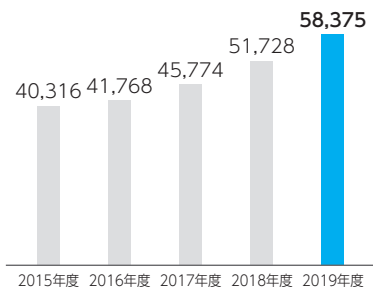
当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,069百万円で、その主なものは、病院向けシステム及び電子コミック配信サービスに関する投資です。

(2) 財産及び損益の状況の推移

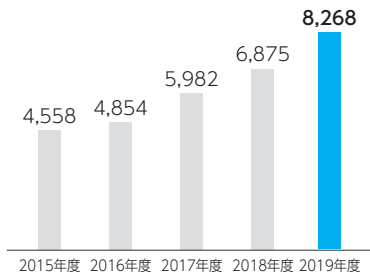
		第34期 2015年度	第35期 2016年度	第36期 2017年度	第37期 2018年度	第38期 (当期) 2019年度
売上高	(百万円)	40,316	41,768	45,774	51,728	58,375
経常利益	(百万円)	4,558	4,854	5,982	6,875	8,268
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	728	3,261	4,640	4,783	5,543
1株当たり当期純利益	(円)	26.64	119.28	84.85	87.46	101.32
総資産	(百万円)	31,619	32,620	38,237	43,649	48,087
純資産	(百万円)	21,148	23,665	28,360	32,707	36,159
1株当たり純資産	(円)	769.42	861.50	516.08	595.05	653.82
ROE	(%)	3.5	14.6	17.9	15.7	16.2

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数によっています。
2. 2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。2017年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しています。
3. 2019年度(当期)の状況につきましては、前記「1 (1) ①事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

売上高 (単位：百万円)

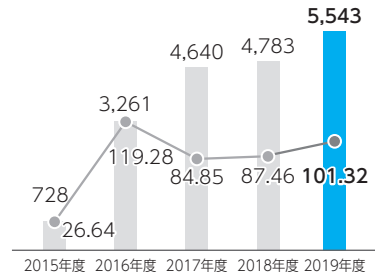


経常利益 (単位：百万円)

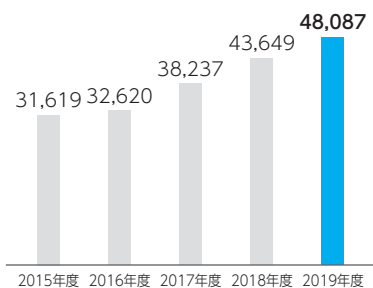


親会社株主に帰属する当期純利益

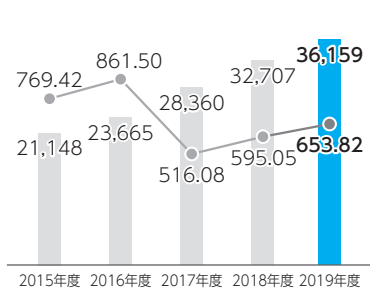
●1株当たり当期純利益 (単位：百万円/円)



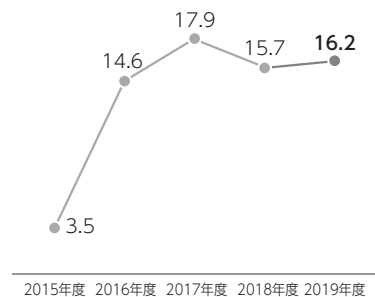
総資産 (単位：百万円)



純資産 ●1株当たり純資産 (単位：百万円/円)



ROE (単位：%)



(3) 当社グループの対処すべき課題

当社グループは、高品質で革新的なICTサービスを活用し、多様な価値を提供するサービスカンパニーを目指します。

① 重点事業の継続的成長

中期経営計画の重点事業と位置づける電子コミック、ヘルスケアを中心に成長戦略を推進します。

電子コミックにおいては、オリジナルコミックの拡充、AIの活用による機能強化、アプリ版のめっちゃコミックの展開等による会員数の拡大に取り組み、年間成長率20%以上の継続を目指します。

ヘルスケアにおいては、医療機関向け既存事業のラインナップ拡充、介護人材サービスの推進、健康管理サービスの展開に加え、東南アジアにおいて病院向けシステムの展開に取り組みます。

② サービス化の推進

ITサービス・セグメントの事業構造改革を推進します。

企業、医薬・医療機関、介護事業者、公共機関、教育研究機関等幅広い顧客を対象にICTを活用したサービスビジネスの展開を推進します。

③ 共創の積極的推進

顧客や当社グループ外の企業・団体等との共創を通じ、AI等ICTの新たな活用シーンを見出し、ビジネスの創出を推進します。

④ 価値創出人財の育成強化

サービス化及び共創の実効力強化に向けた体制整備を推進します。

価値創出人財の育成強化のため、新卒職種別採用の導入及びエンジニア養成コースの開設、更に、人財の職種やスキルの可視化を通じて当社グループ内の人財最適配置等の取り組みを進めます。

(4) 当社グループの主要な事業所の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
関西事業所	大阪府大阪市
横浜オフィス	神奈川県横浜市
福岡オフィス	福岡県福岡市

② 子会社

子会社の状況は、後記「1 (6) ③重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(5) 当社グループの従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ITサービス	902名	55名増
ネットビジネス	101名	29名増
全社 (共通)	168名	5名増
合計	1,171名	89名増

(注) 従業員数は就業人員であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除いています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
645名	13名増	44.3歳	16.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除いています。

(6) 重要な親会社、子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社との関係

帝人(株)は、2020年3月31日現在、当社の議決権の58.03%を所有し、当社は同社の連結子会社です。

当社グループは、同社グループの中でIT事業を推進するグループと位置付けられ、同社グループに対しては、情報通信システムの開発及びその運用サービス等を提供しています。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社との間にシステム開発受託等の取引があります。取引に関する価格やその他の取引条件については、市場価格等を勘案し、社内規程に基づき取締役会の決議を経て決定しています。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金 (百万円)	議決権比率	主要な事業内容	本社所在地
(株)アムタス	150	100.0%	電子コミック配信サービス	東京都渋谷区
(株)インフォコム東日本	20	100.0%	情報処理サービス、ソフトウェアの開発	東京都台東区
(株)インフォコム西日本	80	100.0%	ソフトウェアの開発	大阪府大阪市
GRANDIT(株)	95	100.0%	Web-ERPの開発・販売	東京都渋谷区
ログイット(株)	100	100.0%	音声及び画像記録システム等の開発・販売	東京都豊島区
Infocom America, Inc.	千米ドル 26,450	100.0%	市場調査、事業企画開発	米国 カリフォルニア州
Fenox Infocom Venture Company V, L.P.	千米ドル 13,464	99.0%	アーリーステージ企業への投資	米国 カリフォルニア州
(株)ピーナトゥーン	千KRW 300,000	56.7%	電子コミックの配信、制作	韓国 ソウル特別市
(株)スタッフプラス	20	100.0%	介護業界に特化した人材紹介サービス	東京都目黒区

④ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 230,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 54,734,777株（自己株式 2,865,223株を除く）
 (3) 株主数 5,248名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
帝人(株)	31,760,000 ^株	58.03 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	3,394,100	6.20
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,979,100	3.62
インフォコムグループ従業員持株会	1,364,800	2.49
KBL EPB S.A. 107704	986,500	1.80
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	600,985	1.10
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	600,200	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	436,400	0.80
(株)かんぽ生命保険	400,000	0.73
JP MORGAN CHASE BANK 385151	389,138	0.71

- (注) 1. 信託銀行が保有する当社株式には、信託業務に係る株式が含まれています。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
* 代表取締役社長	竹原 教博	CEO	
* 専務取締役	里見 俊弘	CFO 兼 CTO	(株)アムタス取締役
* 取締役	尾崎 俊博	CSRO	
* 取締役	間狩 泰三		帝人(株)帝人グループ執行役員 兼 エンジニアリング管掌 兼 CSR管掌補佐 (防災担当)
* 取締役	津田 和彦	社外取締役 独立役員	国立大学法人筑波大学大学院ビジネス科学研究科 経営システム科学専攻教授 (有)GSSM筑波 代表 取締役
* 取締役	藤田 一彦	社外取締役 独立役員	(株)ESROH 代表取締役
常勤監査役	玉井 隆		(株)アムタス監査役
常勤監査役	仲田 和正	社外監査役	
監査役	遠藤 則明		帝人(株)常勤監査役
監査役	小倉 弘行	社外監査役 独立役員	

- (注) 1. * の取締役は、2019年6月13日開催の第37回定時株主総会において選任され、就任しました。
2. 監査役玉井隆、遠藤則明、小倉弘行の各氏は2016年6月16日開催の第34回定時株主総会において選任され、就任しました。
3. 監査役仲田和正氏は2019年6月13日開催の第37回定時株主総会において選任され、就任しました。
4. 取締役津田和彦、藤田一彦の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
5. 上記社外取締役が役員等を兼務する他の法人等と当社間に特別な関係はありません。
6. 監査役仲田和正、小倉弘行の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
7. 取締役津田和彦、藤田一彦の両氏及び監査役小倉弘行氏は、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ています。
8. 取締役間狩泰三氏及び監査役遠藤則明氏の兼職先である帝人(株)は当社の親会社です。同社と当社の間には、商品の売買等の取引関係があります。
9. 監査役池田一志氏は2019年6月13日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりです。

取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、本契約締結後、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	113	63	28	21	3
監査役 (社外監査役を除く)	17	17	—	—	1
社外取締役	13	13	—	—	2
社外監査役	21	21	—	—	3
合計	164	114	28	21	9

- (注) 1. 株主総会の決議（2002年6月27日改定）による限度額は取締役300百万円、監査役100百万円です。
2. 上記報酬等の他、社外役員が当社親会社等または当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬等はありません。

② 役員の報酬等の決定に関する方針及び決定方法

役員の報酬は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大を実現し社会に貢献していくために、役員がその職責を果たすことを可能にするための内容として決定しています。

③ 役員の報酬等の構成及び算定方法

ア. 取締役の報酬

取締役の報酬は年額で設定し、報酬総額限度額300百万円の枠内で取締役会にて決定します。取締役（社外取締役を除く）個々の報酬は、固定報酬として支給する基本報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストックオプションで構成しています。

基本報酬は、取締役の報酬に関する内規に役位に応じて定めています。

業績連動報酬は、前年度のROE（株主資本利益率）及びEBITDA（営業利益+償却費）を基準として連結営業利益の改善度・達成度と取締役個人の業務執行状況の評価を加えて算定します。算定方法は取締役の報酬に関する内規に定めています。

株式報酬型ストックオプションは、前年度のROE及びEBITDAに応じて算定します。算定方法は取締役の報酬に関する内規に定めています。

業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプションの算定に用いる前年度のROE及びEBITDAは、中期経営計画（2017年度～2019年度）の業績目標を設定している指標のため、取締役の報酬を算定する指標として選択しています。2019年度におけるROEの目標は15.9%で実績は16.2%、EBITDAの目標は94.0億円で実績は93.9億円でした。なお、社外取締役の報酬はその役割に鑑み基本報酬のみとしています。

イ. 監査役の報酬

監査役の報酬は年額で設定し、報酬総額限度額100百万円の枠内で監査役の協議により決定します。なお、監査役（社外監査役を含む）個々の報酬はその役割に鑑み基本報酬のみとしています。

(4) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
社外取締役	津田和彦	17/17回 (100%)	—	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、必要に応じ、IT技術や経営学に関する研究活動の経験等に基づき発言するなど、監督機能を発揮しています。
	藤田一彦	17/17回 (100%)	—	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、必要に応じ、海外事業に関わった経験や健康関連企業の経営者としての経験等に基づき発言するなど、監督機能を発揮しています。
社外監査役	仲田和正	13/13回 (100%)	11/11回 (100%)	2019年6月に就任後開催された取締役会13回の全てに、また監査役会11回の全てに出席するとともに、重要な会議への出席や子会社や事業所への往査にも参加し、必要に応じ、経営企画等の管理業務経験に基づき発言を行っています。
	小倉弘行	17/17回 (100%)	14/14回 (100%)	当期開催の取締役会17回の全てに、また監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、企業経営に関わる経験等に基づき発言を行っています。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

区分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬等の額	29百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、当社の規模・特性を踏まえた上、監査内容、監査工数等会計監査人の監査計画及び報酬見積りが相当であると判断し、会社法第399条第1項に定める会計監査人の報酬等の同意を行っています。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用に関する支援業務を委託し、その対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、上記の他、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が会計監査人に生じたと認められるときは解任に関する議案を、また、会計監査人の独立性・信頼性や職務の執行状況等を勘案してその変更が必要であると認められるときは不再任に関する議案を、それぞれ監査役会の決定に基づき、株主総会に提出する方針です。

5 コーポレート・ガバナンス体制

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの企業理念は、「ICTの進化を通じて社会のイノベーションに貢献する」ことです。

当社は、この理念の下、「企業価値の持続的向上」を実現し、株主をはじめ多様なステークホルダーの信頼を得て企業の責任を果たしていくために、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の概要

① 取締役会

取締役会は毎月開催し、法令・定款に規定する事項や重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っています。

② 取締役の数

員数は定款で9名以内と定めています。現在、取締役の数は6名、うち2名は独立性を確保した社外取締役です。なお、各事業年度における経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

③ 取締役選任の決議要件

株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めています。

④ 業務執行の機能

全社横断的施策、課題に対する横串機能の強化を目的に、CEOから委任された事項、範囲に関する最高責任者として、チーフオフィサーを置いています。また、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分化に加え、業務執行の迅速化と柔軟な体制の編成等を目的とした執行役員制度を採用しています。

⑤ 監査役監査

監査役会は、社外監査役2名を含め4名の監査役で構成され原則毎月1回定例監査役会を開催しています。また、監査役は取締役会や主要な会議に出席し取締役や執行役員の業務執行を監視するとともに、代表取締役社長との情報交換会等を通じて経営課題に関する情報交換や率直な意見交換を行なっています。

⑥ 会計監査

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けています。監査業務を執行した公認会計士は全員継続監査年数が7年以内です。

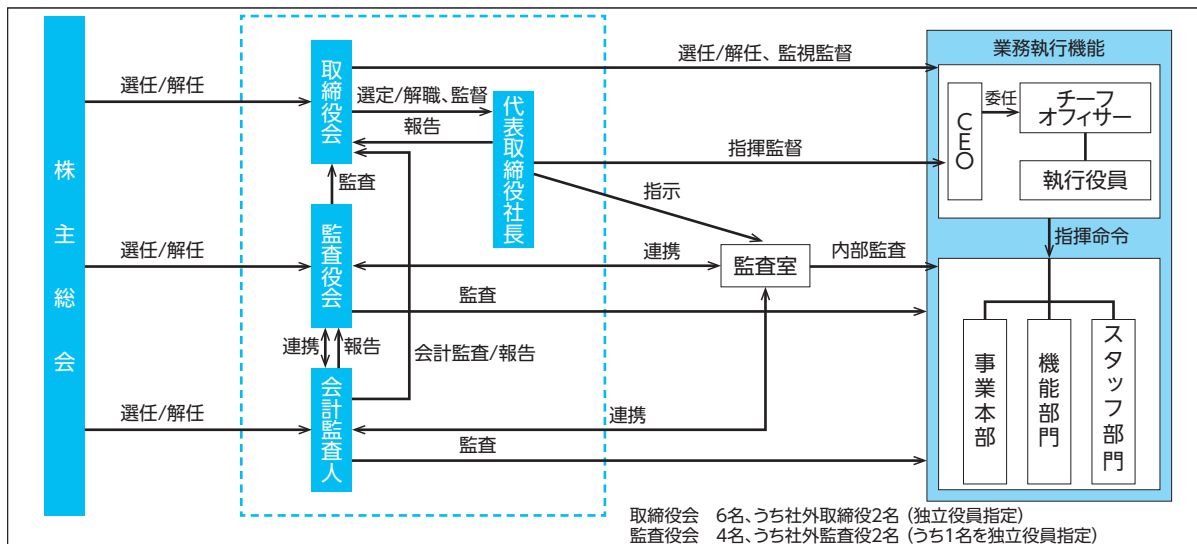
- ・業務を執行した公認会計士の氏名：指定有限責任社員 業務執行社員 切替 丈晴氏
指定有限責任社員 業務執行社員 新名谷 寛昌氏
- ・会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士7名、その他12名

⑦ 内部監査

監査室が代表取締役社長の指示により、監査計画に基づき当社の全部門及びグループ会社を対象に業務活動の監査を行なっています。

(3) 当該体制を採用する理由

監査役による監査機能の強化により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが当社にとって最適と判断し、監査役会設置会社の形態を採用しています。また、経営の意思決定を監査役が的確に監査し、迅速な業務執行を取締役が適切に監視監督することに加え、独立役員である社外取締役や社外監査役が取締役会等において独立的な立場から適切・適切に意見・提言を行っていること等から、現状の体制で継続的に企業価値を向上させることができると考えています。



連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	36,436	流動負債	11,804
現金及び預金	23,491	買掛金	4,564
受取手形及び売掛金	11,459	リース債務	59
たな卸資産	392	未払金	1,851
その他	1,099	未払法人税等	1,346
貸倒引当金	△6	未払消費税等	868
		前受金	759
固定資産	11,651	賞与引当金	1,411
有形固定資産	965	受注損失引当金	69
建物及び構築物	256	その他	873
機械装置及び運搬具	0	固定負債	123
工具、器具及び備品	564	リース債務	81
リース資産	127	退職給付に係る負債	8
建設仮勘定	18	その他	32
無形固定資産	2,818	負債合計	11,927
ソフトウェア	1,585	純資産の部	
のれん	1,195	株主資本	35,140
その他	36	資本金	1,590
投資その他の資産	7,867	資本剰余金	1,456
投資有価証券	5,964	利益剰余金	32,900
関係会社株式	237	自己株式	△805
繰延税金資産	758	その他の包括利益累計額	646
その他	1,037	その他有価証券評価差額金	740
貸倒引当金	△132	繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△94
資産合計	48,087	新株予約権	177
		非支配株主持分	194
		純資産合計	36,159
		負債及び純資産合計	48,087

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		58,375
売上原価		30,103
売上総利益		28,271
販売費及び一般管理費		20,060
営業利益		8,211
営業外収益		
受取利息及び配当金	79	
その他	3	83
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	3	
持分法による投資損失	1	
パートナーシップ損失	20	
その他	0	26
経常利益		8,268
特別利益		
投資有価証券売却益	2	2
特別損失		
減損損失	94	
固定資産除却損	8	
関係会社株式評価損	21	
投資有価証券評価損	40	
貸倒引当金繰入額	63	
その他	3	230
税金等調整前当期純利益		8,040
法人税、住民税及び事業税	2,522	
法人税等調整額	△5	2,516
当期純利益		5,523
非支配株主に帰属する当期純損失		△20
親会社株主に帰属する当期純利益		5,543

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	26,384	流動負債	13,622
現金及び預金	20,130	買掛金	1,399
受取手形及び売掛金	5,201	リース債務	58
たな卸資産	396	未払金	635
その他	659	未払法人税等	468
貸倒引当金	△4	未払消費税等	456
		前受金	533
		関係会社預り金	8,746
		賞与引当金	953
		受注損失引当金	69
		その他	299
固定資産	11,127	固定負債	105
有形固定資産	768	リース債務	78
建物及び構築物	227	その他	26
工具、器具及び備品	416	負債合計	13,727
リース資産	124	純資産の部	
建設仮勘定	0	株主資本	22,865
無形固定資産	1,029	資本金	1,590
ソフトウェア	994	資本剰余金	1,459
その他	34	資本準備金	1,442
投資その他の資産	9,329	その他資本剰余金	17
投資有価証券	4,506	利益剰余金	20,622
関係会社株式	3,613	利益準備金	100
繰延税金資産	342	その他利益剰余金	20,522
その他	866	別途積立金	800
		繰越利益剰余金	19,722
		自己株式	△805
資産合計	37,511	評価・換算差額等	740
		その他有価証券評価差額金	740
		新株予約権	177
		純資産合計	23,784
		負債及び純資産合計	37,511

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		23,070
売上原価		13,598
売上総利益		9,471
販売費及び一般管理費		6,755
営業利益		2,716
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,105	
その他	0	2,105
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	3	
パートナーシップ損失	28	33
経常利益		4,789
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
減損損失	94	
固定資産除却損	8	
関係会社株式評価損	20	
投資有価証券評価損	29	
その他	0	153
税引前当期純利益		4,635
法人税、住民税及び事業税	918	
法人税等調整額	△87	831
当期純利益		3,804

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月27日

インフォコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 切替 丈晴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新名谷 寛昌 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、インフォコム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インフォコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月27日

インフォコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 切替 丈晴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新名谷 寛昌 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インフォコム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月27日

インフォコム株式会社 監査役会

常勤監査役 玉井 隆 ㊟

常勤社外監査役 仲田 和正 ㊟

監査役 遠藤 則明 ㊟

社外監査役 小倉 弘行 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

日時

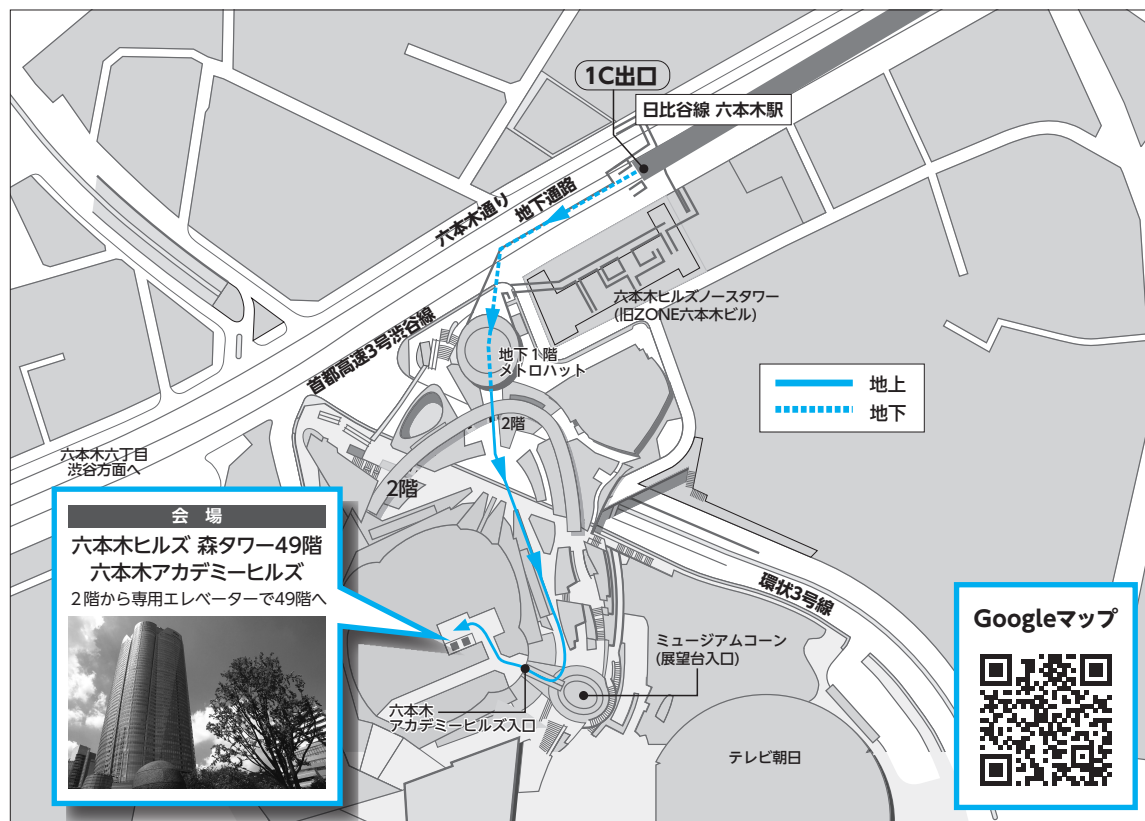
2020年6月16日（火曜日）
午後3時00分（開場 午後2時30分）

会場

六本木アカデミーヒルズ タワーホール
東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー49階

交通

東京メトロ日比谷線六本木駅1C出口（メトロハット直結）より
徒歩約5分



※駐車場の用意はしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

インフォコム株式会社



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。